○熊本県公安委員会告示第四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十五日

熊本県公安委員会委員長　武藤　徳子

一　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日熊本県公安委員会告示第二十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日熊本県公安委員会告示第二十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（九州誠道会）

変更前

指定の期限　平成二十五年三月二十六日まで

変更後

指定の期限　平成二十五年六月二十六日まで

国会事項

衆議院

議事日程

三月二十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第九号

平成二十五年三月二十二日（金曜日）

午後一時開議

第一　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

第二　再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に第三　予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

参議院

議案受領（予備審査）

三月二十一日衆議院から次の議案が送付された。

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第四号）

議案付託（予備審査）

三月二十一日議長は、次の衆議院送付案を委員会に付託した。

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第四号）

厚生労働委員会

質問主意書提出

三月二十一日議員から次の質問主意書が提出された。

日朝平壌宣言に関する再質問主意書（有田芳生提出）（第六二号）

質問主意書転送

三月二十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

大牟田労災病院廃止に伴う確認書に関する質問主意書（松野信夫提出）（第五九号）

人事異動

法務省

（福岡地方検察庁検事正）検事　中井　國緒

最高検察庁検事に配置換する

（水戸地方検察庁検事正）同　飯倉　立也

福岡地方検察庁検事正に配置換する

（佐賀地方検察庁検事正）同　髙﨑　秀雄

水戸地方検察庁検事正に配置換する

（横浜地方検察庁次席検事）同　堀　嗣亜貴

佐賀地方検察庁検事正に配置換する

（名古屋高等検察庁刑事部長）

同　中村　周司

横浜地方検察庁検事に配置換する

横浜地方検察庁次席検事を命ずる

（函館地方検察庁検事正）同　稲葉　一生

最高検察庁検事に配置換する

（最高検察庁検事）同　江畑　宏則

函館地方検察庁検事正に配置換する

（東京地方検察庁検事）同　大久保和征

千葉地方検察庁検事に配置換する

千葉地方検察庁特別刑事部長を命ずる

（千葉地方検察庁特別刑事部長）

同　廣瀬　勝重

名古屋高等検察庁検事に配置換する

名古屋高等検察庁刑事部長を命ずる（以上三月十九日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
鹿児島県支部	鹿児島県鹿児島市鴨池一丁目31番6号	鹿児島県鹿児島市金生町4番10号	平成25年2月26日（火）
愛媛県支部	愛媛県松山市花園町3番1号	愛媛県松山市一番町一丁目15番2号	平成25年3月1日（金）

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第5項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき公告する。

平成25年3月25日

農林水産大臣　林　芳正

1　遠別地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条第5項において準用する同法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成25年3月25日から平成25年4月14日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局留萌開発建設部及び遠別町役場

2　古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1)　漁港漁場整備法第19条第5項において準用する同法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2)　縦覧の期間　平成25年3月25日から平成25年4月14日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局小樽開発建設部及び古平町役場

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第7項の規定に基づき、平成14年5月30日に公表した元稲府地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成25年3月25日

農林水産大臣　林　芳正